**徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業**

**公　募　要　領**

**１　業務名**

　　徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業

**２　目　的**

　　一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下，「機構」という。）が実施した来訪者満足度調査の分析結果によると，徳島県東部圏域（徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，勝浦町，上勝町，佐那河内村，石井町，神山町，松茂町，北島町，藍住町，板野町，上板町）を訪れている観光客は，「子供や若者が楽しめる観光コンテンツが少ない。」や，「域内での周遊箇所数が少ない。」「阿波おどりや渦潮以外の観光地は知らない。」と感じている割合が高いことが分かった。

これらの課題を解決するため，新たに「体験型観光コンテンツの開発」，「周遊モデルコースの作成」，「魅力的な旅行商品の造成」，「観光資源の魅力発信」等の事業を実施することにより地域の魅力を高め，徳島県東部圏域への誘客を促進する。

**３　業務の内容**

別添仕様書のとおりとする。

**４　参加資格要件**

　　このプロポーザルに参加する資格を有する者は，次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）徳島県内に本店，本部，又は支店，支部等を有していること。

（２）事業の実施に必要な各種法令に基づく許可，認可，免許又は指定，登録を受けていること。

（３）過去に体験型観光コンテンツの開発支援に関する実績があること。

（４）事業の実施にあたり，機構や関係者との打ち合わせに等に適切に対応できる体制が整っていること。

（５）役員に，次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

　①　破産者で復権を得ない者

　②　禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（６）次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

　　①　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で，同法第１７４条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

　 ②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て（同

法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で，同法第１９９条第１項若しくは第２項又は第２００条第１項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

　　③　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（８）特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人，公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。

（９）徳島県暴力団排除条例（平成２２年徳島県条例第４０号）第６条に規定する排除の対象となっていないこと。

**５　企画提案参加の手続き等**

（１）提出件数

１団体が申請できる件数は，１件とする。

（２）提出場所，問合せ先

〒７７０-０８３１

徳島市寺島本町西１丁目６１番地　徳島駅クレメントプラザ５階

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

電 話：０８８－６７８－２８１１

ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８８－６７８－２８７７

E-mail：info@east-tokushima.jp

（３）企画提案参加申込書等の提出方法

①　用紙サイズはＡ４版とする。

②　提出書類

　　　ア　企画提案参加申込書（様式１）

　　　イ　公募型プロポーザル参加資格確認書（様式２）

③　提出方法

各１部を持参又は郵送

④　提出期限

令和元年６月２８日（金）１７時必着

（４）企画提案書等の提出方法

①　用紙サイズはＡ４版とする。

　　②　提出書類

ア　企画提案書かがみ文（様式３）

イ　プレゼン用資料（Ａ４版，自由様式，審査の観点を反映した内容）

ウ　履歴事項全部証明書

　　 （提出日において発行日から３０日以内のもの。写しでも可）

　　　エ　見積書

③　提出方法

　　　 各７部を持参又は郵送及びプレゼン用資料（パワーポイント）の電子データを

メールにて送付すること。

④　提出期限

令和元年７月５日（金）１７時必着

（５）その他

企画提案書等の作成費用については，選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また，提出された書類については返却しない。なお，質問については随時受付し，その都度回答する。

**６　予算額及び採択数**

予算額：５，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）

　　※消費税及び地方消費税の額は，委託料に１１０分の１０を乗じて得た額である。

採択数：予算の範囲内で１件を採択予定

**７　選定方法等**

（１）企画提案等の内容について順位を決定するため，委託業務企画提案選定委員会

（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（２）選定委員会は，企画提案等の内容について審査し，順位を決定するものとする。

（３）選定に当たっては，提案者によるプレゼンテーションを実施する。

（４）プレゼンテーションの時間と場所は，企画提案参加申込書を提出した団体のみに通知する。

（５）審査の観点

①　業務遂行に必要な要因，ノウハウ，ネットワーク等を有しているか。

②　過去の類似の事業実績は十分か。

③　業務の目的や内容について理解した上で，実施内容や取組手法が提案されてい

るか。

④　機構と連係した掘り起こしについて有用な提案がなされているか。

⑤　支援対象者の関心や意欲を高めるための工夫があるか。

⑥　人気の観光コンテンツの発掘や，体験プログラムの開発支援メニューなどは充実しているか。

⑦　体験プログラムのPRや販売促進支援メニューなどは充実しているか。

⑧　次年度以降も継続した販売が期待できる提案がなされているか。

⑨　経費の妥当性（提案内容に対して経費が妥当であるかどうか。）

⑩　履行期間内に業務を着実に遂行できるスケジュールとなっているか。

（６）選定終了後，７日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

**８　公募型プロポーザル参加資格確認書の提出**

（１）本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は，企画提案参加申込書（様式１)及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式２)を提出しなければならない。

（２）前項の参加資格確認書を提出せず又は虚偽の記載をし，若しくは参加資格確認書に反することとなったときには，当該者の企画提案書を無効とするものとする。

**９　契約締結**

（１）契約方法

　　　公募型プロポーザル方式による随意契約とし，選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い，見積書を徴して契約を締結する。ただし，提案者の評価が一定の基準を満たしていない場合は，最優秀提案者であったとしても契約を締結しない場合がある。また，この協議には，企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは，７の選定方法により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

（２）契約保証金

　　　契約保証金は免除する。

**10　スケジュール**

（１）公募開始

　　　令和元年６月２１日（金）

（２）企画提案参加申込書等提出期限

　　　令和元年６月２８日（金）１７時必着

（３）企画提案書等提出期限

　　　令和元年７月５日（金）１７時必着

（４）審査（プレゼンテーション２０分，質疑１０分）

　　　令和元年７月上旬～中旬（企画提案者には追って日時を通知する。）

（５）委託決定・契約の締結

選定後，速やかに委託の決定を通知し，契約を締結する。

（６）留意事項

　　　契約書締結後でなければ業務に着手できないので，企画提案書作成にあたっては業務開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。

**11　その他**

（１）本業務の実施に当たっては，本業務公募要領，委託要項，委託契約書，その他別に定める規程等を遵守すること。

（２）最優秀提案者が，徳島県暴力団排除条例第６条に規定する排除の対象となったときは，当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同条例に基づく排除の対象となった場合は，原則として契約を解除する。

（様式１）

**企 画 提 案 参 加 申 込 書**

令和○年○月○日

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

代表理事 (会長) 　 遠　藤　彰　良　　殿

住所 ○○○○○○○○○

団体名及び ○○○○○○○

代表者名　○○○○○　　　　　　印

徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業公募型プロポーザルに参加したいので，次のとおり資料を提出します。

なお，添付書類の記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

１　業 務 名　徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業

２　提出資料　公募型プロポーザル参加資格確認書（様式２）

(様式２）

**公募型プロポーザル参加資格確認書**

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

代表理事 (会長) 　 遠　藤　彰　良　　殿

業務名：徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業

　１　当団体は，徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業公募要領「４ 参加資格要件」を満たしています。

２　当団体は，一般社団法人イーストとくしま観光推進機構との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記のとおり相違ないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

（提 出 者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号　 ○○○－○○○○

住 所　○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名及び　○○○○○○○○○

代表者名　○　○　○　○　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡担当窓口）

氏名（ふりがな）　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　所属部署・役職名　○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　電話番号　　　　　○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　FAX番号　　　　　○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　　　　○○○○○○○○○

（様式３）

**徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業**

**委託業務に係る企画提案書**

令和○年○月○日

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

代表理事 (会長) 　 遠　藤　彰　良　　殿

住所 ○○○○○○○○○

団体名及び ○○○○○○

代表者名　○○○○○　　　　　　印

次のとおり，徳島県東部圏域における体験型観光コンテンツ開発等支援事業に係る企画提案・プレゼン用資料，及び関係書類を提出します。

１　企画提案・プレゼン用資料（Ａ４版，自由様式，審査の観点を反映した内容）

２　履歴事項全部証明書の写し

３　見積書

※　委託経費の区分についての経費計上の留意事項等

①　本業務の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。

　②　本業務における経費については，他の経費と明確に区分し経理すること。

1. 人件費（社会保険料等を含む）については，雇用の必要性及び金額（人数，時間，単価）の

妥当性を判断の上，計上すること。

④　諸謝金については，外部の者に依頼する業務実施の労務，会議出席，実技指導，単純労働，その他の労務（通訳等）に対して支払うものとする。（業者等との契約による場合は，雑役務費に計上すること。）なお，菓子折，金券の購入は認められない。

⑤　諸謝金については，その対象・内訳等が分かる書類を添付すること。その他の経費についても内訳が分かる見積書等の書類を添付すること。

⑥　借損料については，会場借料，機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料（見積書・請求書等には，使用期間（時間），数量等を記載のこと。）を対象とする。なお，徳島県東部圏域の周遊のための貸切バス賃借料は対象とするが，県外から徳島県までの貸切バス賃借料は対象外とする。

⑦　印刷製本費については，会議資料，報告書，その他業務実施に係る印刷物等の印刷製本又は複写（見積書・請求書等には印刷・製本仕様を記載のこと。），記録用写真フィルムの現像及びプリントに要する経費とする。

⑧　消耗品費については，各種事務用品，書籍類，その他業務の実施に直接必要とする消耗品を対象とする。

⑨　通信運搬費については，はがき・切手代，郵送料，宅配便等の料金，物品等梱包発送による運搬料とする。なお，切手を購入する場合，必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。

⑩　雑役務費については，会場設営，調査研究に係るデータ集計・入力等の役務（業者との契約により行うもの）の請負に対して支払うもの，対象経費の支出に係る銀行振込手数料，広告等掲載料（費用対効果を考慮し，過大な計上は認められない。），郵送費とする。

⑪　消費税相当額については，団体が課税業務者（納税義務者）で，不課税経費を計上している場合に，それに該当する消費税相当額のみ計上すること。この場合，課税業務者である旨を確認できる書類を添付すること。（業者等に支払う消費税額については，当該経費区分に税込額を計上すること。）

⑫　上記に記載する経費以外の経費については，原則として本業務の対象経費としない。